

審查公報揭載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



最高裁判所判事
おか むら かず み
岡村和美
昭和三一年二月二三日生

学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。司書修習生。昭和五年四月、弁護士登録(第一東京弁護士会)。平成元年三月、米国ニユーヨーク州弁護士登録。一二年五月、法務省大臣官房審議官。法務省行政司監理課長。法務省大臣正視修業(日本法政大学)修了。法務省法務官修業(日本法政大学)修了。

二六年七月
二八年八月
元年一〇月
最高裁判所判事
法務省人權擁護
消費者庁長官
令和

第一小説

参議院（比例代表選出）議員の選舉について、いわゆる特定制度を定める公職選舉法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

令和元年七月施行の新設議院選舉法當時、公職選舉法の參議院（選舉区選出）議員の議員定数配分規定の下での選舉区

い不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法一四条一項等に違反するに至つていたとはいえないとした（多数意見）。

都道府県公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適用は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

前項の通算を併せ算した額の金額がサバイバル強弱に関する条約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の

ことは許されたとした（全員一致）。

する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除し
て頂きます、要はこの二つを実現するため

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

とする民法七五〇条及び夫婦が務する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法一二四条に違反し

いっては、國会において、國民の様々な意見や社會の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした

裁判官としての心構え

の執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を張り、余計なことなどばけて、つまら面白くない

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

裁判官 岡村 和美

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
 - 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。